

研究の窓

年金制度の公私のあり方

2012（平成24）年は、「社会保障・税一体改革」の下で社会保障制度改革が注目を集めた年であった。なかでも公的年金に関しては、一体改革関連法案の一環として、年金機能強化法（基礎年金国庫負担2分の1恒久化、受給資格期間の短縮、短時間労働者への社会保険の適用拡大など）と被用者年金一元化法の二法が成立した後、積み残した課題につき、衆議院解散当日、国民年金法等改正法（年金特例公債による基礎年金国庫負担財源の確保、特例水準の解消）、年金生活者支援給付金支給法が成立した。さらに改革は同年末の政権交代後も続き、2013（平成25）年健全性信頼性確保法により、厚生年金基金制度の見直しと第3号被保険者記録不整合問題への対応がなされた。

これらの一連の改革は、全体としてみれば相当大規模なものとして評価できる。なかでも公的年金の持続可能性を図るために、特例水準の解消により、2004（平成16）年改正により導入されたものの未だ実施されていないマクロ経済スライドの発動が期待される。ただしこのことは、実質的な給付水準の低下をもたらし、公的後所得保障の守備範囲が縮小していかざるを得ないことを意味している。

他方、いわゆるAIJ問題を契機として、企業年金の中でもっとも公的性格の強い厚生年金基金制度のあり方が問われるに至り、上述の健全性信頼性確保法に結びついた。①新設を認めない、②5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、基金解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける、③5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金につき、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる、④厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける、という内容で、解散を免れるのはごく一部の財政的にきわめて健全な基金に限られる。この改正により、事実上、厚生年金基金制度はその役割を終えるといつてよいであろう。

このように、将来的に公的年金の給付水準が一定程度縮減することが予想される一方、その補完的役割が期待される企業年金などの私的後所得保障手段の整備については、代行割れ問題など構造的な課題を抱えていた厚生年金基金制度の改革がなされたものの、依然として今後の検討課題である。上乗せ給付の厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行措置が設けられたとはいえ、そもそも代行割れの状況にある基金が少なくなく、適格退職年金廃止の際みられたように移行せず制度廃止に至る基金が多くなる事態が生じないとも断言できない。このように、総合型厚生年金基金が基本的に姿を消すことにより、中小企業被用者の私的所得保障手段が手薄になる可能性がある。

他方、被用者年金一元化法では、公務員年金の優遇を改めるため、共済年金と厚生年金の制度的な差異を厚生年金に揃えて解消し、共済年金の三階部分（職域部分）を廃止する（新たな3階部分の給付として退職等年金給付を設ける）こととされた。こうした中で、財政的に恵まれた（おそらくは大企業の）厚生年金基金を存続させることは、後所得保障に対する公的関与のあり方としてバランスを欠く面がある。こうした基金についても、代行返上した上で他の企業年金等への移行を

進めるよう、政策的な誘導を促すための仕組みづくりが求められる。

今後の方向性としては、まず国民年金基金、中小企業退職金共済など既存の公的諸制度などに係るしっかりした財政検証を行い、制度に対する信頼性を確固たるものにしておく必要がある。その上で、確定給付型（基金型・規約型）・確定拠出型（企業型・個人型）を問わず、中小企業被用者や自営業者なども念頭においた老後所得保障手段確保に向けた仕組みの整備が求められる。その際、企業年金のみならず個人加入型の制度に対する法的整備も射程に入ってこよう。制度設計にあたっては、税制改正と併せて検討する必要もある。厚生年金基金制度見直しの前提となった「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」（平成25年2月8日 社会保障審議会年金部会 厚生年金基金制度に関する専門委員会）でも、ほぼ同様の問題認識に立ち、公的年金と私的年金との役割分担について議論がなされた。ただし、個別の論点については具体的に詰めた議論はなされていない。マクロ経済スライドが本格的に発動され、国民の不安・不満が高まる前に、先手を打って本格的な制度改正を行っておきたい。

菊 池 馨 実

（きくち・よしみ 早稲田大学教授）